

平成26年 8月 1日

株式会社 メープルハウス 行動計画

現在子育てをしている従業員、これから子供を産み育てようとする従業員が、仕事と子育てを両立し継続して就業していくことによって、その持っている力を伸ばし、また十分にその力を発揮して、企業の発展に貢献してもらえるよう、以下のように行動計画を策定する。

計画期間 平成26年8月1日 から 平成28年7月31日 まで

● 計画1 対象女性社員に対する産前産後休業、育児休業の制度の周知

対策 社会保険労務士との連携で、本人に妊娠から出産、産前産後休業、育児休業の流れのわかるフローチャートを使い説明をする。
休業中に受けられる助成（出産手当金、育児休業給付金）の説明や、産前産後休業中・育児休業中の社会保険料の免除等制度の説明を行い、本人の不安や疑問を解消するべく出産まで随時フォローをしていく。
また、店長会議などの場を利用して上記と同様の説明を行い、現場の管理職にも周知を促す。

● 計画2 子供が生まれる際の父親の休暇の取得の促進

対策 子供が生まれる男性社員について、本人の申請にもとづき、出産日当日または前後で1日、特別有給休暇を与える。

● 計画3 対象女性社員の復職後の勤務フォローアップの整備

対策 復職が近づいたら、本人との話し合いにより、復職後の勤務形態を決める。必要に応じて、育児短時間勤務制度の利用、始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げや、パート勤務など、ニーズに応じてできる限り柔軟に対応するよう努める。また、育児介護休業法に基づく時間外労働・深夜業の制限、所定外労働の免除規定や、子の看護休暇制度の利用などについても周知するよう努める。